堺市営住宅の使用料及び保証金の減免等に関する事務取扱要領（抜粋）

４　要綱第９条（減免等の申請）に定める「必要書類」とは、別表に掲げるもののほか、住宅使用料の減免又は、住宅使用料若しくは保証金の徴収猶予の決定資料となるものをいう。

６　要綱１１条（事由消滅の届出）に定める「必要書類」とは、別表に掲げるもののほか、要綱第２条第１号アに関しては、生活保護の廃止又は住宅扶助額の停止を決定づける資料をいい、同号イに関しては、生活保護の廃止又は住宅扶助額の支給を決定づける資料をいい、要綱第４条第１項に関しては、退職後再就職・再転入等による収入の増加を証するものをいう。

別表

・住民票の全部写し（続柄記載のもの） 　ただし、その他の方法により世帯構成を確認できる場合は、この限りではない。 ・住宅使用料納入通知書（家賃通帳）、印鑑（認印）、前年１年分の収入及び申請のあった月以前１年間の収入を明らかにする証明書類、収入認定及び住宅使用料決定通知書 ・その他、市長が必要と認める書類	各　共　通 必 要 書 類

適用条文

第２条	第１号ア	住宅扶助額を証明する保健福祉総合センター所長の証明書類（保護決定通知書等の写し）
	第１号イ	住宅扶助額の支給の停止を証明する保健福祉総合センター所長の証明書類 医師の診断書又はそれに準ずるもの
	第２号ウ	医療費の領収書等医療費の支払いを証する書類
	第３号	その都度市長が指定する書類
第４条	第１項	退職を証明する書類（退職証明書・雇用保険受給者証・その他任意継続をした健康保険証等）
第７条		その都度市長が指定する書類